

板橋区高齢者等世帯住宅情報ネットワーク事業実施要綱

(平成 7 年 3 月 23 日区長決定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、住宅の確保が困難な高齢者等世帯に対し、民間賃貸住宅の情報提供と入居支援を実施することにより、高齢者等世帯の居住継続を図り、もって高齢者等世帯の民間賃貸住宅への入居啓発の促進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者等世帯 高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯及び多子世帯をいう。

(2) 高齢者世帯 60 歳以上の者のみで構成される世帯をいう。

(3) 障がい者世帯

次のアからウまでのいずれかに該当する者及びその者を含む世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体上の障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までの者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項の表の 1 級から 3 級までの者

ウ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日 42 民精発第 58 号副知事決定）第 5 条の規定により愛の手帳の交付を受けている者で、知的障がいの程度が同要綱別表 1 の 1 度から 4 度までの者

(4) ひとり親世帯 児童を扶養する別表に定めるひとり親世帯をいう。

(5) 多子世帯 同居親族に 18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯をいう。

(6) 宅建第九ブロック 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第九ブロックをいう。

(7) 全日支部 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部をいう。

(事業の実施)

第3条 第1条の目的を達成するために、区、宅建第九ブロック及び全日支部が協力し、高齢者等世帯の民間賃貸住宅への入居が促進されるよう高齢者等世帯住宅情報ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を構築し、実施する。

2 前項の協力関係の維持、発展とネットワークの円滑な運営を行うため、区長は宅建第九ブロック及び全日支部と毎年度協定を締結し、ネットワークを推進するものとする。

3 区、宅建第九ブロック及び全日支部は、高齢者等世帯の民間賃貸住宅の入居が促進されるようネットワークの運営その他必要事項について検討するものとする。

(対象世帯)

第4条 この要綱による情報提供の対象世帯は、賃貸住宅又は社宅その他の給与住宅に居住する高齢者等世帯で、次の各号全てに該当する世帯とする。

- (1) 板橋区内に住所を有すること。
- (2) 自立して日常生活を営むことができること。
- (3) 家賃を支払うことができること。
- (4) 緊急連絡先があること。

第2章 住宅情報の収集、提供

(依頼)

第5条 民間賃貸住宅の入居を希望する高齢者等世帯の世帯主等（以下「依頼者」という。）は、区長に板橋区高齢者等世帯住宅情報ネットワーク情報提供依頼書（別記様式）に希望条件その他必要事項を記載し、申請するものとする。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、依頼内容その他必要事項を確認、調査のうえ、直ちに宅建第九ブロック及び全日支部宛てに情報の収集及び提供を依頼するものとする。

(宅建第九ブロック及び全日支部からの情報の収集、提供)

第6条 宅建第九ブロック及び全日支部は、前条の依頼を受けたときは、第3条第2項の協定に基づき依頼者の希望条件に相当する民間賃貸住宅の情報を区長へ提供するものとする。

(依頼者への情報提供)

第7条 区長は、前条の情報提供を受けたときは、直ちに依頼者へ回答するものとする。

2 前項の回答の場合において、区長は、依頼者の希望に沿う民間賃貸住宅の情報がな
いときは、依頼者と相談のうえ、希望条件の変更による再度の情報提供依頼等を受け
るものとする。この場合における宅建第九ブロック及び全日支部への依頼手続は、第
5条第2項の手続を準用する。

第3章 入居支援

(支援施策の充実)

第8条 区長は、高齢者等世帯の民間賃貸住宅への入居が促進されるよう、板橋区家賃
等債務保証支援事業実施要綱による支援を行うほか、高齢者等世帯又は民間賃貸住宅
の賃貸人に対する支援施策の充実に努めるものとする。

第4章 補則

(施策の情報提供)

第9条 区長は、宅建第九ブロック、全日支部、依頼者及び依頼者の入居した民間賃貸
住宅の賃貸人に対し、区の福祉施策の利用機会を失しないよう、入居に際して各種の
情報提供を行うものとする。

(相談の応諾)

第10条 区長は、宅建第九ブロック、全日支部、依頼者又は依頼者の入居した民間賃
貸住宅の賃貸人から、民間賃貸住宅入居後の依頼者の身体その他の状況変化に伴う相
談依頼があったときは、区の福祉施策を踏まえ、必要な策を講じるよう努めるもの
とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項については、主管部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 板橋区高齢者住宅情報ネットワーク及び住宅斡旋事業実施要綱（昭和62年3月5
日区長決定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 旧要綱により民間賃貸住宅に入居した者に係る事項については、なお従前の例によ
る。

- 4 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、平成 1 6 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 板橋区高齢者等世帯あんしん住宅施策実施要綱（平成 7 年 3 月 2 3 日区長決定）は、
廃止する。

付 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

ひとり親世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

(1) 次のいずれかに該当する児童（１８歳に達した日の属する年度の末日までのものをいう。以下同じ。）の父又は母がその児童を監護し、父又は母と児童で構成する世帯

ア 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）を解消した児童

イ 父又は母が死亡した児童

ウ 父又は母の生死が明らかでない児童

エ 父又は母が引き続き１年以上遺棄している児童

オ 父又は母が法令により引き続いて１年以上拘禁されている児童

カ 母が婚姻によらないで懐胎し、出産した児童（父から認知された児童については除く。）

キ カに該当するかどうか明らかでない児童

(2) 次のいずれかに該当する児童を養育する児童の祖父、祖母、兄、姉その他これらの者に準ずるものと児童で構成する世帯

ア 父及び母が死亡した児童

イ 父又は母が監護しない前号アからキまでに掲げる児童